

J R 大湊線活性化協議会（仮称）

設 立 総 会

日 時：令和4年12月22日（木）

13：00～13：50

場 所：むつ市役所 大会議室A

議案第 1 号

協議会の名称（案）について

「 J R 大湊線活性化協議会」

議案第2号

J R大湊線活性化協議会設置規約（案）

令和 年 月 日制定

（名称及び目的）

第1条 本協議会は、J R大湊線活性化協議会（以下「協議会」という。）と称し、J R大湊線の利用促進等に取り組むことにより、路線利用の拡大や下北半島圏域の活性化を図ることを目的とする。

（事業）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) J R大湊線に係る調査・研究に関すること
- (2) J R大湊線の利用促進に関すること
- (3) J R大湊線沿線及び周辺地域の活性化に関すること
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第3条 協議会は、別記に掲げる者（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会は、前項の会員以外の者又は団体に、オブザーバーとして参画を求めることができる。
- 3 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 監 事 2人

（会長及び副会長）

第4条 会長はむつ市長とし、副会長は野辺地町長、横浜町長とする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（監事）

第5条 監事は、会員の中から会長が指名する。

- 2 監事は、協議会の会計監査を行う。
- 3 監事は、監査の結果を会議において報告しなければならない。
- 4 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 監事が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会員が会議に出席できないときは、会員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。

3 会議の議決を要する事項については、出席会員による全会一致を原則とするが、これによることが困難な場合は、出席会員の3分の2以上の同意により決することとする。

4 会議は、書面にて協議することができる。

(ワーキングチーム)

第7条 会長は、第2条各号に掲げる事業を行うため、必要に応じてワーキングチームを設置することができる。

2 ワーキングチームの構成及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、むつ市に置く。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別記（第3条第1項関係）

| 団 体 名 | 職 名 | 備 考 |
|-------|-----|------------------------|
| むつ市 | 市長 | 沿線自治体 下北半島振興促進連絡協議会 |
| 野辺地町 | 町長 | 〃 |
| 横浜町 | 町長 | 〃 |
| 大間町 | 町長 | 周辺自治体 下北半島振興促進連絡協議会 |
| 東通村 | 村長 | 〃 |
| 風間浦村 | 村長 | 〃 |
| 佐井村 | 村長 | 〃 |
| 東北町 | 町長 | 〃 |
| 七戸町 | 町長 | 〃 |
| 六ヶ所村 | 村長 | 〃 |

【オブザーバー】

| 団 体 名 | 備 考 |
|-----------------|-------|
| 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 | 鉄道事業者 |
| 東北運輸局 | 国 |
| 青森県 | 県 |

議案第 3 号

役員を選任について

監 事 : 2 名

JR大湊線活性化協議会
監事の任期スケジュール（案）

| 年度 | 期間 | 下北地域 | 上北地域 | 備考 |
|-----|---------------|------|------|------|
| R4 | R4.12.22～R5.4 | 大間町 | 七戸町 | 任期2年 |
| R5 | R5.4～R6.4 | 大間町 | 七戸町 | |
| R6 | R6.4～R7.4 | 東通村 | 東北町 | 任期2年 |
| R7 | R7.4～R8.4 | 東通村 | 東北町 | |
| R8 | R8.4～R9.4 | 風間浦村 | 六ヶ所村 | 任期2年 |
| R9 | R9.4～R10.4 | 風間浦村 | 六ヶ所村 | |
| R10 | R10.4～R11.4 | 佐井村 | 七戸町 | 任期2年 |
| R11 | R11.4～R12.4 | 佐井村 | 七戸町 | |
| R12 | R12.4～R13.4 | 大間町 | 東北町 | 任期2年 |
| R13 | R13.4～R14.4 | 大間町 | 東北町 | |
| R14 | R14.4～R15.4 | 東通村 | 六ヶ所村 | 任期2年 |

※毎年度、第1回目の総会は、4月頃を予定。

議案第4号

ワーキングチームの設置について

J R 大湊線活性化協議会

【ワーキングチーム】

| 団 体 名 | 職 名 | 備 考 |
|-------|------|------------------------|
| むつ市 | 担当課長 | 沿線自治体 下北半島振興促進連絡協議会 |
| 野辺地町 | 〃 | 〃 |
| 横浜町 | 〃 | 〃 |
| 大間町 | 〃 | 周辺自治体 下北半島振興促進連絡協議会 |
| 東通村 | 〃 | 〃 |
| 風間浦村 | 〃 | 〃 |
| 佐井村 | 〃 | 〃 |
| 東北町 | 〃 | 〃 |
| 七戸町 | 〃 | 〃 |
| 六ヶ所村 | 〃 | 〃 |

【オブザーバー】

| 団 体 名 | 備 考 |
|------------------|-------|
| 東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 | 鉄道事業者 |
| 東北運輸局 | 国 |
| 青森県 | 県 |